

## 報道発表資料

令和 7 (2025) 年 2 月 25 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 24 第 1 項及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行うこととし、本日事業者に対し、当該処分について通知しました。

### 1 事業所の概要

事業所名	所在地	事業種別	定員	指定年月日
チャイルドハート 東海岡崎	小呂町五丁目 46 番地 1	放課後等デイサービス	10 名	平成 27 年 9 月 1 日
チャイルドハート 東海岡崎北	西蔵前町一丁目 3 番地 1	放課後等デイサービス	10 名	平成 29 年 4 月 1 日
チャイルドウィッ シュ真伝	真伝二丁目 8 番地 7	児童発達支援 放課後等デイサービス	10 名	令和 2 年 3 月 1 日
チャイルドウィッ シュ鴨田スクール	鴨田本町 20 番地 3	放課後等デイサービス	10 名	令和 3 年 4 月 1 日
チャイルドウィッ シュねくすと	真伝一丁目 3 番地 3	放課後等デイサービス	10 名	令和 4 年 4 月 1 日
ジョブワークス真 伝	真伝一丁目 3 番地 3	就労継続支援 B 型	20 名	令和 5 年 5 月 1 日
事業者 法人名 株式会社チャイルドハート柴田 代表者 代表取締役 柴田 篤 所在地 岡崎市真伝一丁目 3 番地 3				

### 2 処分内容

事業所名	不正請求	虚偽の答弁	関係法令違反	処分内容	効力発生日
チャイルドハート 東海岡崎	○	○	○	指定の全部効力の停止 6 か月	令和 7 年 4 月 1 日
チャイルドハート 東海岡崎北	○	-	○	指定の全部効力の停止 6 か月	
チャイルドウィッ シュ真伝	○	○	○	指定の全部効力の停止 6 か月	
チャイルドウィッ シュ鴨田スクール	○	○	○	指定の全部効力の停止 6 か月	
チャイルドウィッ シュねくすと	○	○	○	指定の取消し	
ジョブワークス真 伝	○	-	○	指定の一部効力の停止 3 か月（新規受入停止）	令和 7 年 2 月 26 日

### 3 指定の効力の停止の期間

- (1) チャイルドハート東海岡崎  
令和7年4月1日から同年9月30日まで
- (2) チャイルドハート東海岡崎北  
令和7年4月1日から同年9月30日まで
- (3) チャイルドウィッシュ真伝  
令和7年4月1日から同年9月30日まで
- (4) チャイルドウィッシュ鴨田スクール  
令和7年4月1日から同年9月30日まで
- (5) ジョブワークス真伝  
令和7年2月26日から同年5月25日まで

### 4 処分年月日（6事業所共通）

令和7年2月25日

### 5 利用障がい児が継続的にサービスを受けるための支援

以下の内容について、令和7年2月25日付けで行政指導を実施するとともに、本市に逐次報告するよう求めました。

- ・速やかに利用障がい児、保護者等に現在の状況等について、懇切丁寧な説明を行うこと。
- ・利用障がい児、保護者等の希望を踏まえ、必要なサービスが継続的に利用できるよう、他の通所支援事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- ・利用障がい児に対する支援が成り立たなくなることはないよう、全ての従業者に対して丁寧に説明を行うとともに、必要な措置を講じること。

### 6 連座制の適用

児童福祉法第21条の5の27第1項の規定に基づき本市が行った特別検査において、指定取消処分の理由である障がい児通所給付費の不正請求及び虚偽の答弁に関し、株式会社チャイルドハート柴田の組織的な関与が認められました。このことから今般の指定取消処分に伴い、児童福祉法第21条の5の15第3項第6号の規定による、いわゆる連座制を適用することとします。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、障がい児通所支援事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができなくなることから、「チャイルドハート東海岡崎」、「チャイルドハート東海岡崎北」、「チャイルドウィッシュ真伝」及び「チャイルドウィッシュ鴨田スクール」において、指定更新ができないこととなります。

## 7 処分理由

### (1) チャイルドハート東海岡崎

#### ア 不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

- ・令和 2 年 7 月から令和 6 年 4 月までの間の延べ 18 か月、合計 27 日分について、利用障がい児が利用定員の 150%を超えている日について、定員超過利用減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、利用定員の 150%を超えていなかったものとして、不正に報酬を請求していた。
- ・令和 2 年 8 月について、児童発達支援管理責任者を配置していないため、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 2 年 10 月から令和 4 年 8 月までの間の延べ 8 か月について、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 5 年 8 月、10 月、12 月、令和 6 年 2 月及び 3 月の間の延べ 7 日間について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態であり、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 6 年 4 月から 7 月までの 4 か月について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態が続いていたため、サービス提供職員欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、不正に報酬を請求していた。また、これにより、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求していた。

#### イ 虚偽の答弁（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号該当）

令和 6 年 9 月 3 日の監査時に管理者は利用障がい児が利用定員の 150%を超えて受け入れたことはない旨及び事業所の従業者はタイムカードのとおり配置されており人員基準違反にはなっていない旨、虚偽の答弁をした。

#### ウ 児童福祉法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律に違反（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号該当）

指定障がい福祉サービス事業所における不正請求により、障害者総合支援法に違反した。

(2) チャイルドハート東海岡崎北

ア 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

- ・令和 2 年 4 月から令和 6 年 3 月までの間の延べ 29 か月、合計 67 日分について、利用障がい児が利用定員の 150%を超えている日について、定員超過利用減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、利用定員の 150%を超えていなかったものとして、不正に報酬を請求していた。
- ・令和 4 年 8 月及び令和 6 年 4 月について、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 5 年 8 月、9 月、令和 6 年 6 月及び 8 月の間の延べ 6 日間について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態であり、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 5 年 10 月から 12 月までの 3 か月について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態が続いていたため、サービス提供職員欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、不正に報酬を請求していた。また、これにより、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求していた。

イ 児童福祉法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律に違反（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号該当）

指定障がい福祉サービス事業所における不正請求により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に違反した。

(3) チャイルドウィッシュ真伝

ア 不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

- ・令和 2 年 4 月から令和 6 年 8 月までの間の延べ 25 か月、合計 63 日分について、利用障がい児が利用定員の 150%を超えている日について、定員超過利用減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、利用定員の 150%を超えていなかったものとして、不正に報酬を請求していた。
- ・令和 2 年 5 月から令和 6 年 7 月までの間の延べ 34 か月について、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算、専門的支援加算又は福祉専門職員配置等加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状

況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算、専門的支援加算又は福祉専門職員配置等加算を不正に請求していた。

- ・令和5年9月、12月及び令和6年7月の間の延べ3日間について、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算、専門的支援加算又は専門的支援体制加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算、専門的支援加算又は専門的支援体制加算を不正に請求していた。

イ 虚偽の答弁（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号該当）

令和6年9月3日の監査時に管理者は利用障がい児が利用定員の150%を超えて受け入れたことはない旨、虚偽の答弁をした。

ウ 児童福祉法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律に違反（児童福祉法第21条の5の24第1項第10号該当）

指定障がい福祉サービス事業所における不正請求により、障害者総合支援法に違反した。

(4) チャイルドウィッシュ鴨田スクール

ア 不正請求（児童福祉法第21条の5の24第1項第6号該当）

- ・令和3年4月から令和6年8月までの間の延べ25か月、合計43日分について、利用障がい児が利用定員の150%を超えている日について、定員超過利用減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、利用定員の150%を超えていなかったものとして、不正に報酬を請求していた。

- ・令和5年8月及び9月の間の延べ8日間について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態であり、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。

- ・令和5年10月から令和6年2月までの5か月について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態が続いていたため、サービス提供職員欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、不正に報酬を請求していた。また、これにより、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を不正に請求していた。

イ 虚偽の答弁（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号該当）

令和6年9月4日の監査時に管理者は利用障がい児を利用定員の150%を超えて受け入れたことはない旨、虚偽の答弁をした。

ウ 児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反

(児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号該当)

指定障がい福祉サービス事業所における不正請求により、障害者総合支援法に違反した。

(5) チャイルドウィッシュねくすと

ア 不正請求 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当)

- ・令和 4 年 7 月から令和 5 年 3 月までの間の延べ 8 か月について、サービス提供職員の員数が、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、本来請求できない児童指導員等加配加算を不正に請求していた。
- ・令和 5 年 10 月から令和 6 年 5 月までの 8 か月について、サービス提供職員の員数が、人員基準上必要とされる員数に満たない状態が続いていたため、サービス提供職員欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、書類を改ざんし、人員配置があったものとして、不正に報酬を請求していた。
- ・令和 5 年 4 月から児童発達支援管理責任者が総務部長として当該放課後等デイサービス事業所以外の業務を行い、常勤要件を満たしていなかったため、同年 6 月から令和 6 年 9 月までの 16 か月について、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、不正に報酬を請求していた。また、これにより、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、令和 5 年 4 月から令和 6 年 9 月までの間の延べ 16 か月について児童指導員等加配加算を、令和 6 年 6 月から 9 月までの 4 か月について専門的支援体制加算を不正に請求していた。
- ・令和 5 年 10 月から令和 6 年 10 月までの 13 か月について、個別支援計画作成にあたり、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった。そのため、個別支援計画未作成減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、不正に報酬を請求していた。

イ 虚偽の答弁 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号該当)

令和 6 年 9 月 2 日の監査時に管理者は児童発達支援管理責任者として行うべき業務は適切に実施している旨及び事業所の従業者はタイムカードのとおり配置されており人員基準違反にはなっていない旨、虚偽の答弁をした。

ウ 児童福祉法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律に違反 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号該当)

指定障がい福祉サービス事業所における不正請求により、障害者総合支援法に違反した。

(6) ジョブワークス真伝

ア 不正請求 (障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号該当)

- ・令和6年2月から10月までの9か月について、個別支援計画作成にあたり、個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった。そのため、個別支援計画未作成減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを行わず、不正に報酬を請求していた。
- ・令和5年11月から令和6年1月までの3か月について、サービス提供職員の員数が、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、人員配置があったものとして、本来請求できない福祉専門職員配置等加算を不正に請求していた。

イ 障害者総合支援法その他国民の保健医療又は福祉に関する法律に違反（障害者総合支援法第50条第1項第10号該当）

指定障がい児通所支援事業所における不正請求により、児童福祉法に違反した。

## 8 処分に伴う返還予定額

計 88,897,812 円（概算）※1

※1 障がい児通所支援給付費及び訓練等給付費は、利用障がい児の保護者又は利用者が居住地を有する自治体が支給しており、最終的な返還請求額は各自治体が精査して確定するため、現時点では予定額としています。

事業所名	不正期間 (支払いベース)	不正受給額※2	事業種別 加算金額※3	合計額
チャイルドハート 東海岡崎	令和2年7月から 令和6年7月まで	9,448,464 円	3,661,635 円	13,110,099 円
チャイルドハート 東海岡崎北	令和2年4月から 令和6年8月まで	6,393,552 円	2,668,867 円	9,062,419 円
チャイルドウィッ シュ真伝	令和2年4月から 令和6年8月まで	9,815,464 円 (591,314 円)	3,889,710 円	13,705,174 円
チャイルドウィッ シュ鴨田スクール	令和3年4月から 令和6年8月まで	7,573,383 円 (215,723 円)	2,727,541 円	10,300,924 円
チャイルドウィッ シュねくすと	令和4年7月から 令和6年10月まで	30,512,305 円	11,390,446 円	41,902,751 円
ジョブワークス真 伝	令和5年11月から 令和6年10月まで	588,561 円 (5,386 円)	227,884 円	816,445 円
総計		64,331,729 円	24,566,083 円	88,897,812 円

※2 括弧内は他市支給決定者に係る額です。

※3 児童福祉法第57条の2第2項及び障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、関係市町村が当該事業者に対し、その支払った額につき返還させる他、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができることとなっています。